株主各位

堺市堺区海山町2丁117番地

浅香工業株式会社

代表取締役社長 古賀秀一郎

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時45分(営業時間終了の時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時

2.場 所 堺市堺区海山町2丁117番地 当社本社4階ホール

(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

第114期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告 および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.asaka-ind.co.jp/)に掲載させていただきます。

本総会は省エネルギーおよび節電のため冷房を抑えて開催する予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和政策の継続により、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、米国の保護主義的な政策動向や欧州の政治情勢の不安定さに加え、海外の地政学的リスクの影響が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢下におきまして、当社は、主要販売先への営業戦力アップと新規 販路、新規市場開拓に取り組み、売上拡大に努力したことに加え、設備投資における物流機器類の受注状況が堅調に推移した結果、売上高は8,441百万円(前期7,879 百万円)となりました。

利益面につきましては、コストの低減と諸経費の節減等、収益体質の強化にも努め、営業利益は119百万円(前期27百万円)、経常利益は123百万円(前期45百万円)、当期純利益は90百万円(前期22百万円)となりました。

次にセグメント別の業況についてご報告申しあげます。

なお、当事業年度より、各セグメントの経営成績の実態をより的確に把握することを目的として、従来、物流機器に集計されていた商品の一部を生活関連用品に集計されるように変更しております。前期比較にあたっては、前年実績を変更後の報告セグメントの区分に組替えて行っております。

生活関連用品

ショベル類につきましては、積極的な営業活動を展開したことに加え、記録的な 北陸地方の大雪、東京都内をはじめ関東地方等の降雪によりショベルの売上が順調 に推移した結果、国内向け売上高は921百万円(対前期比9.7%増)となりました。 輸出は、主力取引先であるイランからの受注が徐々に回復してきたことに加え、新 規販路である中央アフリカ等への拡販も順調に推移した結果、売上高は148百万円 (対前期比27.0%増)となり、ショベル類全体の売上高は1,069百万円(対前期比 11.9%増)となりました。 また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、拡販策の展開と売上拡大に努力したことに加え、消費者マインドの緩やかな改善により、ホームセンター市場はじめ園芸、金物、工具等の専門店市場においても徐々に回復の兆しが見えてきており、売上高は4,571百万円(対前期比0.9%増)となり、生活関連用品全体の売上高は5,641百万円(対前期比2.8%増)となりました。

物流機器

業界内における設備投資は、企業収益の改善を背景に回復傾向にあるなか、積極的な受注活動と売上拡大に努力した結果、売上高は2,799百万円(対前期比17.0%増)となりました。

- ② 設備投資の状況 特に記載すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況

当社は、平成29年10月25日に第1回無担保社債(銀行保証付)、平成30年3月28日に第2回無担保社債(銀行保証付)を発行し、それぞれ1億円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区	分	第111期 (26.4~27.3)	第112期 (27.4~28.3)	第113期 (28.4~29.3)	第114期(当期) (29.4~30.3)
売 上 高	(百万円)	8, 887	8, 229	7, 879	8, 441
経常利益	(百万円)	192	36	45	123
当期純利益	(百万円)	124	10	22	90
1株当たり当	4期純利益	129円85銭	11円02銭	23円29銭	93円84銭
総 資 産	(百万円)	6, 274	5, 713	5, 585	6, 263
純 資 産	(百万円)	2, 728	2, 597	2, 723	2, 931
1 株 当 た り	純資産額	2,838円20銭	2,701円77銭	2,833円87銭	3,050円42銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出しております。
 - 3. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、第 111期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純 資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用や所得環境の改善により、経済の好循環が 進展するなかで、民需を中心とした景気回復が見込まれるものの、内外政治面の 懸念材料や地政学的リスクの不安感に加え、海外経済の不確実性や金融資本市場 の変動等が日本経済に大きく影響することも予想され、依然として経営環境は予 断を許さない状況で推移するものと考えられます。

当社といたしましては、降雪により市場の除雪関連用品の流通在庫は少なく、 冬場に向けた受注も期待できる状況にあり、また、工事用機器類については、東京オリンピック、パラリンピックも見据えた公共事業等に関する需要増をはじめ 人手不足に伴う省力化設備投資も増加するものと思われます。引き続き基盤事業 の強化と拡大を図るため、主要販売先への営業戦力アップと新規販路、新規市場 開拓に取り組むとともに、既存製品の改良改善をはじめツールの軽量化・地域性 や特殊用途の機能性を重視した製品開発、海外事業およびネット販売事業の強化 により、売上拡大と収益力向上を図り、また、堺工場の生産体制強化、生産効率 アップに向け、生産設備の刷新、改修に取り組み、全社を挙げて業績向上に邁進 する所存であります。

業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスクおよびコンプライアンス管理体制の確立に向け積極的に取り組んでおり、また、BCP対策や反社会的勢力の排除に向けた取り組み等についても、強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜ります ようお願い申しあげます。

(5) **主要な事業内容** (平成30年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取 扱 品 目	主要な製品・商品							
生活関連用品								
ショベル類	ショベル、スコップ、スペード							
アウトドア用品類	園芸用具							
工事・農業用機器類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品							
物 流 機 器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器							

(6) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

本 社	堺市堺区
支 店	東京支店(さいたま市南区)、北海道支店(北海道江別市)、 名古屋支店(愛知県春日井市)、福岡支店(福岡市博多区)
物流センター	茨城物流センター (茨城県稲敷市)
工場	堺市堺区

(7) **使用人の状況**(平成30年3月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		150名	7	1名減		44	歳 7 ヵ	- 月			18	年1	0ヶ	月

(注) 臨時使用人 (パートタイマー、アルバイト) は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借	入	先	借 入 額 (百万円)
株式会社	上三菱東京 U	F J 銀 行	243
株式会	社 近 畿 大	阪 銀 行	228
株式会	会 社 み な	と 銀 行	212
株式会	社 池 田 泉	州 銀 行	150

⁽注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に「株式会社三菱UFJ銀行」と社名変更されております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

平成29年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

^{2.} 上記の借入額は社債を含んでおります。

2. 株式の状況(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

4,000,000株

(2) 発行済株式の総数

1,037,080株

(うち自己株式76,108株を含む)

(3) 単 元 株 式 数

100株

(4) 株 主 数

1,106名

(5) 大 株 主

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株				È	Ē				名	持株数 (千株)	持株比率(%)
浅	香	I.	業	取	引	先	持	株	会	102	10.66
株	式	会	社	近	畿	大	阪	銀	行	45	4. 74
ア	サ	力	従	業	ŧ j	Į.	持	株	会	39	4. 07
株	式	会	社	7,	L)	Ì	と	銀	行	38	3. 97
三	菱 口	ジ	ス	ネク	、ス	<u>۲</u>	株	式 会	社	34	3. 55
株	式 会	社	三	菱 東	京	U	F	J 銀	行	32	3. 32
日	本	佢	þ	銅	株	ā	式	会	社	30	3. 12
浅			香						肇	25	2. 67
株	式	숤	社	西	Î i	尺	材	木	店	25	2. 64
浅			香			佳			子	25	2. 62

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,108株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 当社は、平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。また、同日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、これに伴い、発行可能株式総数は40,000,000株から4,000,000株に、発行済株式総数は10,370,800株から1,037,080株にそれぞれ減少しております。
 - 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 4. ニチュ三菱フォークリフト株式会社は、平成29年10月1日にユニキャリア株式会社と経営 統合し、「三菱ロジスネクスト株式会社」と社名変更されております。
 - 5. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に「株式会社三菱UFJ銀行」と社名 変更されております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (平成30年3月31日現在)

	地				位			氏 名			担当および重要な兼職の状況				
代	表	取	締	役	社	長	古	賀	秀-	一郎	国富産業株式会社 取締役				
専	彩	好	取	j	締	役	岡	田		実	管理本部本部長兼内部監査室室長				
取			締			役	Щ	木	信	男	経理部部長				
取			締			役	河	本	幸	博	物流システム部本部長				
取			締			役	野	村		剛	営業本部本部長				
取			締			役	菅		浩	範	生産部部長				
											国富産業株式会社 代表取締役社長				
取約	帝役	(常	勤監	查领	等委員	員)	林		弘	章					
取約	帝役	(監	查	等	委員	員)	中	務	正	裕	弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員				
											荒川化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)				
											日本電通株式会社 社外取締役(監査等委員)				
											株式会社中山製鋼所 社外取締役				
取約	帝役	(監	查	等	委員	員)	田	中	宏	明	田中宏明税理士事務所 所長				

- (注) 1. 取締役(監査等委員)中務正裕氏および田中宏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外 取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 取締役(監査等委員)田中宏明氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するため、林 弘章氏を常勤の 監査等委員として選定しております。
 - 4. 当社と取締役(常勤監査等委員) 林 弘章氏、取締役(監査等委員)中務正裕氏および田中宏明氏との間では、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
 - 5. 当該事業年度中の取締役の異動

新任 取締役 野村 剛氏および菅 浩範氏は平成29年6月29日開催の第113期定時株主 総会において、新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

退任 平成29年6月29日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、児山正紀氏は取締役を退任し、顧問に就任いたしました。

(2) 取締役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
監査等委員を除く取締役	7	50
監査等委員である取締役)	3 (2)	16 (8)
合 計	10	67

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等 委員を除く取締役1名を含んでおります。
 - 2. 監査等委員を除く取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 平成28年6月29日開催の第112期定時株主総会において決議された監査等委員を除く取締 役の報酬限度額は月額10百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員 である取締役の報酬限度額は月額3百万円以内であります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)中務正裕氏は弁護士法人中央総合法律事務所の代表社員であります。当社と同法律事務所とは顧問弁護士契約を結んでおりますが、当社と中務正裕氏との間には意思決定に対して影響を与えうる取引関係はなく、社外役員としての独立性の阻害要因となり得る事情は存在いたしません。

取締役(監査等委員)中務正裕氏は荒川化学工業株式会社と日本電通株式会社 の社外取締役(監査等委員)および株式会社中山製鋼所の社外取締役ですが、当 社と荒川化学工業株式会社、日本電通株式会社および株式会社中山製鋼所との間 には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)田中宏明氏は田中宏明税理士事務所の所長であります。 当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役(監査等委員)中務正裕氏は、当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回出席し、主に弁護士としての豊富な知識・経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換等、適宜必要な提言等を積極的に行っております。

取締役(監査等委員)田中宏明氏は、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち12回に出席し、当社の内部監査について適宜必要な提言等を積極的に行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

20百万円

20百万円

産上の利益の合計額

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会において、取締役、社内関連部署および会計監査人より必要な情報や資料を入手した上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて確認し、審議を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議 案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の 概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するため の体制
 - I 法令等の遵守(以下「コンプライアンス」という)の体制に係る規程を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
 - Ⅱ 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
 - Ⅲ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- Ⅱ 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、 関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理 体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
- II 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。

各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。

- Ⅲ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、 月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会 を開催する。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制
 - I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長(取締役)が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
 - II 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。
 - Ⅲ 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役(監査等委員である 取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等 委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - I 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が、監査等委員会に 報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等 を明確に定め、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人に対 し周知徹底を図る。
 - Ⅱ 監査等委員会は必要に応じいつでも、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。

- Ⅲ 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンストの問題について報告体制を確保している。
- IV 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合をもっこととする。
- Ⅱ 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査等委員会に対しても報告 を行い相互の連携を図る。
- Ⅲ 監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が害されると認められる場合には、当 社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締 役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付 行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続きを定めまし た。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年(1661年)に創業いたしました。その後、明治24年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場のなかで、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発課を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

(3) 当社の大規模買付行為の対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思

の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また本対応策は当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提とし平成19年4月13日開催の当社取締役会にて決定した上、同年定時株主総会において、平成22年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の終了時点までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。その後、この対応方針の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを平成22年6月29日開催の当社第106期定時株主総会、平成25年6月27日開催の当社第109期定時株主総会および平成28年6月29日開催の当社第112期定時株主総会において、本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

(4) 大規模買付行為の対応策が会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置いたします。 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、 当社社外取締役および社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等) の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的でなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

(5) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大規模買付行為の対応策の詳細につきましては当社ウェブサイト(アドレス http://www.asaka-ind.co.jp/)「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」をご覧ください。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
資産の部	千円	負 債 の 部	千円
流動資産	4, 616, 569	流動負債	2, 771, 649
現金及び預金	849, 104	支 払 手 形	1, 099, 614
受 取 手 形	186, 434	買 掛 金	602, 558
電子記録債権	937, 251	短 期 借 入 金	630, 000
売 掛 金	1, 175, 185	1年内返済予定の長期借入金	103, 496
商品及び製品	1, 107, 816	未 払 金	17, 710
仕 掛 品	43, 648	未 払 費 用	143, 526
原材料及び貯蔵品	174, 648	未払法人税等	42, 259
前渡金	4, 385	未払消費税等	34, 734
前払費用	18, 719	預 り 金 賞 与 引 当 金	29, 949
操延税金資産	29, 328	貝 サ り ョ 並 そ の 他	67, 500 300
未収入金	71, 551	「	560, 651
	· ·	社	200, 000
	17, 762	長期借入金	81, 224
そ の 他	1, 932	操延税金負債	138, 727
貸倒引当金	△1, 200	退職給付引当金	140, 700
固定資産	1, 647, 094	負 債 合 計	3, 332, 300
有形固定資産	294, 202	純 資 産 の 部	
建物	182, 732	株 主 資 本	2, 536, 591
構築物	3, 222	資 本 金	829, 600
機械及び装置	73, 572	資本剰余金	509, 408
車 両 運 搬 具	0	資 本 準 備 金	509, 408
工具、器具及び備品	23, 869	利益剰余金	1, 284, 111
土 地	10, 805	利益準備金	131, 380
無形固定資産	61, 780	その他利益剰余金	1, 152, 731
ソフトウェア等	61, 780	買換資産圧縮積立金	48, 640
投資その他の資産	1, 291, 111	別途積立金	500, 000
投 資 有 価 証 券	1, 005, 111	繰越利益剰余金 自 己 株 式	604, 090 △86, 528
関係会社株式	50, 876	日 C 1休 15 評価・換算差額等	394, 772
破産更生債権等	3, 290	その他有価証券評価差額金	382, 445
そ の 他	235, 079	繰延へッジ損益	12, 327
貸 倒 引 当 金	△3, 246	純 資 産 合 計	2, 931, 363
資 産 合 計	6, 263, 664	負債・純資産合計	6, 263, 664

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

		科				目			金	額
売			上		ī	=			千円	千円 8, 441, 015
売		上		原	11	Б				6, 432, 047
	売		上	総		利		益		2, 008, 967
販	売	費及	υ —	般管	理費	ŧ				1, 889, 476
	営		業		利			益		119, 491
営		業	外	収	才	Ė				
	受	取	利息	息 及	び	配	当	金	14, 211	
	そ			Ø				他	22, 630	36, 842
営		業	外	費	F	Ħ				
	支		払		利			息	12, 464	
	そ			Ø				他	20, 525	32, 990
	経		常		利			益		123, 343
利	兑	引	前	当 其	月紅	į į	ξIJ	益		123, 343
治	去人	、税	、住	民 税	及 7	ぎ 事	業	税		42, 000
沒	去	人	税	等	調	整	£	額		△8,838
뇔	当	ļ	朝	純		利		益		90, 182

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

			₹	朱	È j	資 2	*			
		資 本剰余金	利	益	剰	余	金			
	資本金			その他	1 利益	剰 余 金	利 ★	自己株式	株主資本合計	
	JR 77 112	資 本 進 備 金	利益準備金	買 換 資縮 金	別途積立金	繰 越 益 乗 金	利金金計	I I W X	台 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成29年4月1日 残高	829, 600	509, 408	131, 380	51, 279	500, 000	530, 492	1, 213, 152	△86, 124	2, 466, 036	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△19, 223	△19, 223		△19, 223	
買換資産圧縮積立金の取崩				△2, 638		2, 638	-		-	
当 期 純 利 益						90, 182	90, 182		90, 182	
自己株式の取得								△404	△404	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2, 638	-	73, 597	70, 958	△404	70, 554	
平成30年3月31日 残高	829, 600	509, 408	131, 380	48, 640	500, 000	604, 090	1, 284, 111	△86, 528	2, 536, 591	

	評 価	・換算差	額 等	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
	千円	千円	千円	千円
平成29年4月1日 残高	217, 773	40, 061	257, 835	2, 723, 871
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△19, 223
買換資産圧縮積立金の取崩				-
当 期 純 利 益				90, 182
自己株式の取得				△404
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	164, 672	△27, 734	136, 937	136, 937
事業年度中の変動額合計	164, 672	△27, 734	136, 937	207, 492
平成30年3月31日 残高	382, 445	12, 327	394, 772	2, 931, 363

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式

移動平均法による原価法

- ② その他有価証券
 - 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな飼資産の評価基準は原価法(貸借対昭表価額については収益性の低下による簿価切下げ の方法)であり、評価方法は次のとおりであります。

商品及び製品

移動平均法 (但し、物流機器類の一部は個別法)

仕掛品

移動平均法

原材料及び貯蔵品 同上

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~50年

その他 2年~40年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づ く定額法によっております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

- (6) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計トしております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見 込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (7) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理 の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

外貨建債務等

③ ヘッジ方針

外貨建輸入取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために社内規程等に 基づき、過去の取引実績を勘案し、現状の取引に対応して行っております。

なお、短期的な売買差益を獲得する目的 (トレーディング目的) や、投機目的のために デリバティブ取引を行うことはありません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定を省略しております。

(8) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 建 物 172,892千円

② 土 地 3,335千円

③ 投資有価証券 101,215千円 合 計 277,443千円

(2) 上記に対応する債務

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

① 短期借入金 537,260千円

② 社債(銀行保証付無担保社債) 200,000千円

 ③ 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)
 184,720千円

 合計
 921.980千円

(4) 過年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械及び装置 30,000千円であります。

2,379,121千円

(5) 受取手形等割引高

① 受取手形割引高 438,186千円

② 電子記録債権割引高 61,224千円

(6) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、下記の期末日満期手形が、期末残高に含まれ ております。

① 受取手形 8,055千円

② 支払手形 45,019千円

(7) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 5,875千円

② 短期金銭債務 15,209千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕 入 高 183,917千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	10, 370, 800		_		9, 333, 720	1, 037, 080

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。
 - 2. 発行済株式総数の減少 9.333,720株は、株式併合によるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	758, 960		1,022		683, 874	76, 108

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。
 - 2. 自己株式の増加 1,022株は、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加 900株 および株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加 122株によるものであります。
 - 3. 自己株式の減少 683,874株は、株式併合によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
平成29年 定時株		普通株式	19, 223	2. 00	平成2	9年3月	31日	平成29年6月30日

- (注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行って おります。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しており ます。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議子	定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基	準	目	効力発生日
平成30年6 定時株主		普通株式	28, 829	利益剰余金	30.00	平成3	0年3月	月31日	平成30年6月29日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	20,655千円
退職給付引当金	43,054千円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,452千円
投資有価証券評価損	4,462千円
未払社会保険料	3,124千円
未払事業税	4,123千円
一括償却資産繰入限度超過額	1,251千円
その他	6,587千円
繰延税金資産小計	84,711千円
評価性引当額	△4,569千円
繰延税金資産合計	80,142千円
(繰延税金負債)	
買換資産圧縮積立金	△21,446千円
その他有価証券評価差額金	△162,659千円
繰延ヘッジ利益	△5,435千円
繰延税金負債合計	△189,541千円
繰延税金負債の純額	△109,398千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%
住民税均等割	6.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.7%
評価性引当額	△12.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等負担率	26.9%

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売規程の与信管理に沿って リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については 四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、借入金及び社債の使涂は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 現金及び預金	849, 104	849, 104	_
② 受取手形	186, 434	186, 434	_
③ 電子記録債権	937, 251	937, 251	_
④ 売掛金	1, 175, 185	1, 175, 185	_
⑤ 未収入金	71, 551	71, 551	_
⑥ 投資有価証券			
その他有価証券	1, 005, 051	1, 005, 051	_
⑦ 支払手形	(1, 099, 614)	(1, 099, 614)	_
⑧ 買掛金	(602, 558)	(602, 558)	_
⑨ 短期借入金	(630, 000)	(630, 000)	_
⑩ 社債	(200, 000)	(199, 901)	98
⑪ 長期借入金 (*2)	(184, 720)	(184, 953)	△233
⑫ デリバティブ取引	17, 762	17, 762	_

- (*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 長期借入金は、1年内返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤ 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

⑥ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は金融機関等から提示された価格によっております。

- ⑦ 支払手形、⑧ 買掛金、⑨ 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。
- ⑩ 社債、⑪ 長期借入金これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。
- ② デリバティブ取引 デリバティブ取引は為替予約取引のみで全てヘッジ会計を適用しております。時価については、先物為替相場によっております。
- (注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 60千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑥ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- (注3) 関係会社株式(貸借対照表計上額 50,876千円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,050円42銭

(2) 1株当たり当期純利益

93円84銭

- (注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
- 8. 重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

会計監查報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

浅香工業株式会社 取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 印

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浅香工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について 監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚 偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適 用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計 算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針 及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

浅香工業株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 林 弘 章 印 監 查 等 委 員 中 務 正 裕 印 監 查 等 委 員 田 中 宏 明 印

(注) 監査等委員 中務正裕及び田中宏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、諸般の事情を勘案いたしまして以下のとおりといた したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は28,829,160円となります。
 - (注) 当社は平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。前期の年間配当額を当該株式併合実施後に換算しますと、1株当たり20円に相当しますので、当期の年間配当金は前期に比べ実質10円の増配となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 6名全員 は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者につい て適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	。 氏	略歷、地位	担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	
		昭和56年3月	当社入社		
		平成19年4月	当社営業部西部営業担当部長兼商品部部		
			長		
		平成19年6月	当社取締役営業部西部営業担当部長兼商		
	こ が しゅういたろう		品部部長		
1	古賀秀一郎	平成20年5月	国富産業株式会社 取締役 (現任)	7,700株	
_	(昭和32年6月21日)	平成20年6月	当社取締役営業部本部長兼企画開発室室	1,1000	
			長		
		平成23年6月	当社常務取締役営業部本部長兼企画開発		
			室室長		
			当社代表取締役社長兼営業部本部長		
		1771 1 11	当社代表取締役社長(現任)		
		昭和58年3月			
	abh だ みのる 岡 田 実		当社総務部部長		
2			当社取締役総務部部長	6,300株	
	(昭和35年8月8日)		当社常務取締役管理本部本部長		
		半成24年6月	当社専務取締役管理本部本部長兼内部監		
			査室室長 (現任)		
		昭和56年3月			
	やま き のぶ お		当社物流システム部東部担当次長		
3	山 木 信 男		当社内部監査室次長	3,200株	
	(昭和32年6月10日)		当社内部監査室部長		
			当社経理部部長		
			当社取締役経理部部長(現任)		
	かわ もと ゆき ひろ 河 本 幸 博	昭和57年3月			
4			当社物流システム部西部担当次長	3,600株	
	(昭和34年3月20日)		当社物流システム部営業担当部長		
			当社取締役物流システム部本部長(現任)		
		昭和57年3月			
	の むら つよし 野 村 剛	平成25年4月	当社営業部西部担当部長兼福岡支店支店		
5		W-4055 5 7	長火丸光光初到土地巨米日本初れ火地巨	1,000株	
	(昭和34年3月13日)		当社営業部副本部長兼同西部担当部長		
			当社営業本部本部長		
		平成29年6月	当社取締役営業本部本部長(現任)		

候補者番 号	、	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
6	菅 浩 爺 (昭和35年3月7日)	昭和57年3月 当社入社 平成19年7月 当社営業部東部営業担当次長 平成26年4月 当社営業部本部長付次長 平成26年10月 当社営業部本部長付次長兼商品部部長 平成28年10月 当社商品部部長兼企画開発室室長 平成29年5月 国富産業株式会社 代表取締役社長(現任) 平成29年6月 当社取締役生産部部長(現任)	500株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者の選任理由について
 - ①古賀秀一郎氏は、営業分野での経験を経て営業部西部営業担当部長として商品部部長を 兼務、取締役営業部本部長として企画開発室室長を兼務、代表取締役社長(現任)と営 業部本部長を兼務するなど、豊富な業務経験を有し、当社における幅広い事業経営に関 する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役 候補者としました。
 - ②岡田 実氏は、営業分野での豊富な業務経験を有し、管理部門では総務部部長、専務取締役管理本部本部長(現任)を務めるなど、当社における幅広い事業経営・管理運営に関する経験および見識を有しており、経営陣として今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。
 - ③山木信男氏は、物流システム部の技術・営業分野での経験を経て内部監査室部長、取締役経理部部長(現任)を務めるなど、豊富な業務経験、企業倫理、財務に関する知見と、経営陣として幅広い事業経営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。
 - ④河本幸博氏は、物流システム部営業分野での経験を経て物流システム部西部担当次長、 取締役物流システム部本部長(現任)を務めるなど、豊富な業務経験と経営陣として幅 広い事業経営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるた め、引き続き取締役候補者としました。
 - ⑤野村 剛氏は、営業部西部担当部長と福岡支店支店長を務めるなど、営業分野における 豊富な業務経験を活かし取締役営業本部本部長(現任)を務めております。当社の営業 力強化を図るため、引き続き取締役候補者としました。
 - ⑥菅 浩範氏は、営業分野での豊富な業務経験を有しており、商品部部長と企画開発室室 長を務めるなど、商品開発における豊富な知見を有しております。また昨年5月には子 会社国富産業株式会社の代表取締役社長(現任)に、同年6月には当社取締役生産部部長 (現任)に就任し製品づくりの経験を積んでおり、今後も当社経営を担うことが期待さ れるため、引き続き取締役候補者としました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 " 名 (生年月日)	略歷、地位	・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	対	昭和55年3月 平成18年4月 平成20年7月 平成23年4月 平成23年6月 平成27年6月 平成28年6月	当社入社 当社営業部東京支店担当次長 当社営業部東京支店担当部長 当社営業部東部担当部長 当社取締役営業部東部担当部長 当社常勤監査役 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	3, 500株
2	なか つかき まき ひる 中 務 正 裕 (昭和40年1月19日)	平成6年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成22年6月 平成24年7月 平成28年6月	弁護士登録(大阪弁護士会) 中央総合法律事務所(現 弁護士法人中 央総合法律事務所)入所 米国ニューヨーク州弁護士登録 当社社外監查役 貝塚市公平委員(現任) 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 (現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 荒川化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 日本電通株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社中山製鋼所 社外取締役(現任)	1,700株

候補者番 号	だ ッ が 名 氏 生年月日)	略歴、地位・担当	および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	た なか ひろ かき 田 中 宏 明 (昭和40年8月15日)	平成 5 年 3 月 公認会計 平成 5 年 11 月 税理士登田中宏制 任) 平成 6 年 8 月 朝日監查查法人) 平成 27年 6 月 当社社夕	**さ監査法人)入所 十士登録 終録 月税理士事務所開設 所長(現 近法人(現 有限責任 あずさ監 退所	700株

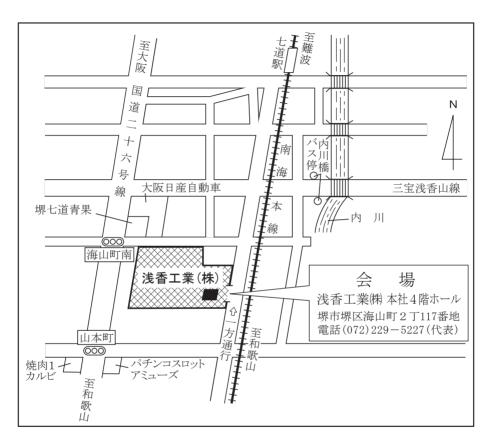
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 中務正裕氏と田中宏明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお両氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は両氏ともに本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 - 3. 監査等委員である取締役候補者の選任理由について
 - ①林 弘章氏は、当社商品部および東京支店において仕入分野・営業分野の豊富な業務経験を培い、取締役営業部東部担当部長を務めるなど経営陣として幅広い事業経営に関する見識を有しております。また平成27年には当社常勤監査役に、平成28年には取締役(常勤監査等委員)(現任)に就任しており、取締役と監査役としての経験を活かし、的確な業務の監査・監督を行っております。同氏には引き続き監査等委員である取締役としての活躍が期待されるため、監査等委員である取締役候補者としました。
 - ②中務正裕氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、平成18年より10年間、社外監査役としてコンプライアンスの観点における的確な提言等、活発に意見を述べ、職責を十分に果たしていただきました。平成28年には当社社外取締役(監査等委員) (現任)に就任し、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただいております。当社の取締役会の機能強化には今後も同氏の協力が必要なため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
 - ③田中宏明氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、平成27年には当社社外監査役として財務および会計ならびに税務に関する的確な提言等、活発に意見を述べ、活躍いただきました。平成28年には当社社外取締役(監査等委員) (現任)に就任し、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただいております。当社の取締役会の機能強化には今後も同氏の協力が必要なため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
 - 4. 候補者3氏と当社との間では、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。 本議案が原案どおり承認され、3氏が再任した場合には、本契約を継続する予定であります。

5. 当社は、中務正裕氏と田中宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認され、両氏が再任した場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

メーモ	

株主総会会場ご案内略図



交 通 南海本線七道駅下車、線路西側を南へ徒歩約8分